

# 一般社団法人 日本文化人類学会 基金取扱い規程

令和2年9月20日 制定

## (総則)

第1条 一般社団法人日本文化人類学会(以下「本法人」という。)の基金の取扱いについては、本規程の定めるところによる。

## (基金の管理及び運用)

第2条 基金の管理・運用は本法人の理事会が行う。理事会は、定時社員総会の承認を得て、本法人定款第3条に定める目的に沿った基金を設置し、本法人の財産の一部をその基金に拠出すること、および、本規程第4条に定める形で基金の募集をすることができる。

## (使用目的)

第3条 本法人基金は、本法人定款第4条に定める本法人の事業を実施するために、その全部または一部を取り崩すことができる。

2 前項に基づく基金の全部または一部の取り崩しは、収支予算に基づいて、定時社員総会の承認を得て行うものとする。

## (基金の募集)

第4条 基金の募集に際しては、理事会において、次の事項を定める。

- (1) 募集に係る基金の総額
- (2) 基金の募集にかかる引き受けの申込み期間
- (3) 基金の拠出に係る金銭の払込みの期日又はその期間

## (基金の申込み)

第5条 本法人は、募集に応じて基金の引受けの申込みをしようとする者(以下、申込者という。)に対し、次に掲げる事項を通知する。

- (1) 当法人の名称
- (2) 募集事項
- (3) 金銭の払込取扱場所
- (4) 基金の拠出者の権利に関する規定
- (5) 基金の返還の手続
- (6) 定款及び基金取扱い規程に定められた事項のうち、申込者がその通知を請求した事項

2 申込者は、次に掲げる事項を記載した書面を当法人に交付しなければならない。

- (1) 申込者の氏名又は名称及び住所
- (2) 引き受けようとする基金の額

## (基金の割当て)

第6条 本法人は、理事会の決議をもって、申込者の中から基金の割当てを受ける者及びその者に割り当てる基金の額を定める。

- 2 本法人は、第4条第2号の期日(同号の期間を定めた場合にあつては、その期間の初日)の前日までに、申込者に割り当てる基金の額を通知する。

(拠出の履行)

第7条 前条の基金の割当てを受けた者は、第4条第2号の期日又は期間内に、払込取扱場所において、割当てを受けた基金の全額を払い込まなければならない。

- 2 前項に定める払込取扱場所については、理事会が指定する本法人の銀行口座とする。

(基金管理簿)

第8条 本法人は、基金の募集の都度基金管理簿を作成し、次の事項を登録する。

- (1) 基金の拠出者の氏名又は名称及び住所
- (2) 各拠出者が拠出した基金の額
- (3) 各拠出者が拠出した基金のうちその一部について返還がされたときは、返還後の額

- 2 基金の拠出者は、基金管理簿に記載された氏名又は名称及び住所について変更が生じたときは、直ちに、変更後の事項を当法人に通知しなければならない。

(基金の利用実績及び財務状況の報告)

第9条 理事会は、予算に基づいて支出された基金の利用実績及び財務状況について、定時社員総会において報告し、承認を得なければならない。

(基金の返還)

第10条 本法人は基金の拠出者との合意の定めるところに従い、その拠出者に対して、拠出した金額を返還しなければならない。

- 2 基金の返還は、定時社員総会における次の事項の決議に基づき、一般法人法第141条第2項に定める範囲内で行うものとする。

- (1) 返還の総額
- (2) 返還の期日
- (3) 返還の方法

(基金の利息)

第11条 本法人は、基金の返還に係る債権には利息を付さないものとする。

(基金の拠出者の権利)

第12条 基金の拠出者は、第10条に定める日までその返還を請求することができない。

(債権の譲渡・質入等)

第13条 本法人に対する基金の拠出者の権利については、他人に譲渡・質入及び信託すること

はできない。

(返還の免責)

第14条 当法人が基金の返還を行う場合には、基金管理簿に記載された氏名又は名称及び住所宛にその旨を通知し、かつ、その基金の拠出者の指定する銀行の口座に振込みの方法により基金の返還を行えば、その基金に係る一切の債務についてその責任が免除されるものとする。

(基金の返還手続)

第15条 定款46条に定めるとおり、基金の返還をするため、返還する基金に相当する金額を代替基金として計上するものとし、その代替基金を取り崩すことはできない。

(規程の改訂)

第16条 本規程の改訂は理事会の承認を得なければならない。

附則

1. 本規程は、本法人が一般社団法人に登記した日(平成30年8月7日)から施行する。